

(別紙)

対香港輸出殻付き家きん卵取扱要領

平成23年3月16日

1 趣旨

本要領は、香港に輸出される殻付き家きん卵（以下「対香港輸出卵」という。）について、日本政府が発行した衛生証明書の添付が求められることから、平成23年4月1日より必要となる衛生証明書発行の手続等を定めるものである。

2 香港へ輸出可能な殻付き家きん卵

本要領3に基づき、対香港輸出卵取扱施設として登録された施設で洗浄及び包装がされた殻付き家きん卵

3 対香港輸出卵取扱施設の登録

- (1) 施設において家きん卵の洗浄及び包装をする当該施設の設置者等は、対香港輸出卵を取り扱おうとする場合は、別紙様式1により、当該施設を所管する都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長（以下「都道府県知事等」という。）あて申請する。
- (2) 申請を受けた都道府県知事等は、当該施設に施設番号を割り振るとともに、当該施設を対香港輸出卵取扱施設として別紙様式2のリストに記載し、別紙様式3により、厚生労働省医薬食品局食品安全部長（以下「食品安全部長」という。）あてに報告する。なお、施設番号はアルファベット、数字の組合せとし、定めた場合は申請者に連絡すること。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該施設を対香港輸出卵取扱施設リストに取りまとめるとともに、当該リストを農林水産省消費・安全局あて連絡する。
- (4) 連絡を受けた農林水産省は、当該リストを動物検疫所あて連絡する。
- (5) 都道府県知事等は、(1)の申請者が別紙様式2のリストに登録された内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を、食品安全部長あてに報告する。当該変更内容についての動物検疫所までの連絡は、(3)及び(4)の対応に準じる。

4 衛生証明書の発行

対香港輸出卵を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第29号に別紙様式4及び対香港輸出卵取扱施設が発行する出荷伝票の写しを添えて、動物検疫所長あてに輸出検疫証明書の発行申請を行う。動物検疫所長は当該申請に含まれる事項が輸出検疫証明書の証明事項に相違がないことを確認した上で、輸出者に対して家畜伝染病予防法施行規則別記様式第30号に追加証明書（衛生証明書）を添付したものを、別紙様式5により発行する。

5 その他

香港政府からの連絡等により対香港輸出卵の衛生状態が不良であることが推定又は確認された場合は、厚生労働省からの連絡を受けて、関係する対香港輸出卵取扱施設を所管する都道府県知事等が当該施設の調査を行う。この場合、当該都道府県家畜衛生主務部は、必要に応じて当該施設に家きん卵を出荷した農場の調査等を行うものとし、当該都道府県等食品衛生主管部（局）はこの調査に必要な協力をする。

(別紙様式1)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

申請者 住所
氏名 (署名又は印)
(法人にあってはその所在地、名称、代表者の氏名)

対香港輸出卵取扱施設登録に係る申請書

「対香港輸出殻付き家きん卵の取扱いについて」(平成23年 月 日付け食安発第
号・22消安 号)に基づき、下記施設について、対香港輸出卵取扱施設とし
ての登録を申請します。

記

1. 対香港輸出卵を取り扱う施設の名称及び所在地 (日本語・英語併記)
2. 添付書類
施設の現状が確認できる書類 (施設の名称及び所在地、設置者の氏名及び住所、設
立年月日、従業員数、施設の組織及び責任体制等)

(別紙様式3)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿

都道府県知事等名

対香港輸出卵取扱施設の報告について

「対香港輸出殻付き家きん卵の取扱いについて」(平成23年 月 日付け食安発第
号・22消安 号)に基づき、別添のとおり、対香港輸出卵取扱施設の登録を
行ったので報告します。

(添付資料) 別紙様式1の申請書の写し及び別紙様式2の対香港輸出卵取扱施設リスト

(別紙様式4)

香港向けに輸出される食用殻付き卵に関する申告書

番号

申告者（採卵養鶏場）の名称及び住所

年月日

(印)

私（申告者）は、下欄の1に示す殻付き卵について、下欄の2及び3の内容を満たしていることを申告します。

1. 輸出する製品の詳細

数量（重量、個数或いはこうり数）	
生産農場（採卵養鶏場） の名称及び所在地	
取扱施設（GPセンター等） の名称及び所在地	
取扱施設（GPセンター等） の施設番号	
産卵日、採卵日または集卵日	
包装日	
特徴・商標・格付けなど	

- 上記の製品は、所轄官庁の監督下で、家きんの伝染病及び農薬・医薬品等の有害物質の残留に関し、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び薬事法を遵守して生産されたものです。
- 上記の製品は、食品衛生法に従い、衛生的に取り扱われ、処理され、包装され、保管され、輸送されたものです。

注) 生産農場が最終取扱施設でないときには、最終取扱施設（GPセンター等）への出荷伝票の写しを添付すること。

(別紙様式5)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号
Certificate NO.

申請者住所
Address of applicant

発行年月日
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos, of package or container	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	See attached sheet.

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service

家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏 名
(Signature)

印
(Seal)

Additional Export Quarantine Certificate
For Poultry eggs from Japan to The Hong Kong Special Administrative Region (HKSAR)
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

Certificate No.

Date of Issue

1. Additional Information

Name and address of farm	
Name and address of Grading and Packing Center	
Date of production	

2. Additional Attestations

- (i) The poultry eggs were come from Notifiable Avian Influenza and Newcastle Disease free country, zone or compartment or under other conditions as stipulated in the World Organization for Animal Health Terrestrial Animal Health Code.
- (ii) The poultry eggs were safely produced at the farm above mentioned under the control of relevant competent authorities of Japan and are therefore fit for human consumption.
- (iii) The poultry eggs were produced to comply with the Domestic animal infectious diseases control law, Law Concerning Safety Assurance and Quality Improvement of Feeds and the Pharmaceutical Affairs Law regarding to poultry diseases and harmful substance.
and
- (iv) The poultry eggs were handled, processed, packed, stored and transported hygienically in compliance with legislation and directives administrated by relevant competent authorities of Japan.

Animal Quarantine Service

Official Stamp

Animal Quarantine Officer

Signature

追加輸出証明書
日本から香港特別行政区向け家きん卵
日本国農林水産省

証明書番号

発行日

1. 追加情報

生産場所(採卵養鶏場)の 名称及び所在地	
製造工場(GPセンターなど)の 名称及び所在地	
生産日 ^(注)	

(注)別紙様式4の包装日を記載のこと。

2. 追加証明事項

- (i) OIE陸生生物コードにおいて通報対象鳥インフルエンザ及びニューカッスル病の清浄国、ゾーン又はコンパートメント又はその他規定において規定される地域に由来する。
- (ii) 当該家きん卵は、日本の所轄当局による管理のもとで、上述の農場において安全に生産され、人の食用に適している。
- (iii) 当該家きん卵は、家きん疾病及び有害物質に関し、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び薬事法を順守して生産されている。
及び、
- (iv) 当該家きん卵は、日本の所轄当局による法律および通知を順守して、衛生的に取り扱われ、加工され、包装され、保管され、また、輸送された。

動物検疫所

公 印

家畜防疫官

署 名